

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和4年度第6回 総会)

1. 開催日時： 令和4年9月30日（金） 午後1時30分 ～ 午後1時50分
その他を含めると午後2時00分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室2

3. 出欠委員：

農業委員

農地利用最適化推進委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男	○	
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫	○	
3番	下元 和恵		○
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
1番	有澤 明男	○	
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一		○
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二		○
8番	山本 孝志	○	
合計		12人	3人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件）
第2号議案 非農地証明願について（2件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当無し

議長	それでは令和4年度の第6回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は15名中12名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。5番、政岡直文委員さん。6番、山岡 正治委員さん。よろしくお願いします。
議長	第1号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 富生委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 富生委員	はい、申請地は周りに家が多く、隣接する田も申請者所有のものなので周囲に迷惑をかける可能性はなさそうです。転用に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
議長	採決を致します。第1号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1号議案は許可されました。
議長	続きまして第2号議案1「非農地証明」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員

はい、現地は以前から宅地で、農地として使用していないので特に問題ないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。

議長

採決を致します。第2号議案1、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第2号議案1は許可されました。

議長

続きまして第2号議案2「非農地証明」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員

はい、現地は長年耕作されておらず、今後も耕作できる状況ではないので地目の適正化が妥当だと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。

議長

採決を致します。第2号議案2、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第2号議案2は許可されました。

議長

以上をもちまして、令和4年度第6回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員 署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

活動記録について

その他 2

事務局からの諸連絡等

活動記録簿について

米コンテスト、しんまいラジオキャラバンについて

来月の総会日程の確認

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 4 年 9 月 30 日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 (申請者)					(氏名)		外 名		
		譲受人 ()					(氏名)				
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町								
		地目別面積	田 81㎡(実測314.04㎡)	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡		
		10a当り平均収穫高	田 ——— kg	畑	kg	採草放牧地	kg	その他			
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域									
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等 具体的に記載すること)	居住住宅									
	工事計画	着工 許可日 から 完了 永久									

農地転用に 関する許可 基準からみた 意見	農地の区分		第1種農地				申請 事項	条 項	農 地	採草 放牧地	その他	
	許可基準に定める農地の 区分の該当事項		運用通知第2の1のイの(ア)									
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の 状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申 請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替えの農地は ない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる 営農条件への影響はきわめて低い。									
	転用候補地内の 農地の区分別面積 およびその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他	計						
		割合		81㎡(実測314.04㎡)	㎡	81㎡(実測314.04㎡)						㎡
	検 討 事 項		意 見		意見決定の理由		農地 法 第 4 条	所有権に基づ く転用	81㎡ (実測314.04㎡)			
								その他 ()	㎡			
	1 農地の区分と転用目的		適 当		不 適 当			公共投資がされ ていない生産性 の低い農地と認 められる	所有権移転	㎡	㎡	
	2 資力及び信用		適 当		不 適 当			事業計画に對し て、問題は認めら れない。	賃借権設定・ 移転	㎡	㎡	
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 の有無		あ り		な し				地上権設定・ 移転	㎡	㎡	
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実		不 確 実		その他 ()		㎡	㎡		
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み		確 実		不 確 実		計画は具体的で ある。 不確実の指導を 受けていない。	手 続 の 状 況				
	6 農地以外の土地の利用見込み		確 実		不 確 実			法 第 1 8 条	合意解約	法第18条第6項 通知書受領済		当事者 協議中
									その他	未受付	検討中	送付済
	7 計画面積の妥当性		適 当		不 適 当			事業内容に對し て、妥当といえ る。	申 請	令和 4 年 9 月 13 日		
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥 当性		適 当		不 適 当		農業委員会受付			令和 4 年 9 月 13 日			
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し		あ り		意見決定	令和 4 年 9 月 30 日					
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当		不 適 当		知事に送付	令和 4 年 9 月 30 日					
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている 行政庁との協議の進捗状況		終 了		未 了		指令書接受	平成 年 月 日					
						処 理 経 過	知事の処分	許 可	一部許可	不許可		
								条件付	無条件			
								平成 年 月 日				

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に係る土 地改良財産
	該当なし					

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 50 年 2 月 28 日)	
	都市計画法第8条の地域 地区の決定	地域地区の種類	決定なし

申請に係る土地と 農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 昭和 46 年 3 月 31 日)	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外 (決定 令和 4 年 8 月 23 日)

総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。 排水は、隣接地にある排水樹に接続排水する。
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
----------------------------	------------------

意見の概要	
-------	--

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第6回 総会	第 2-1 号	令和4年9月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員： 岩本 隼夫委員

作成： 事務局 小松 舞

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第6回 総会	第 2-2 号	令和4年9月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より原野として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員： 岩本 隼夫委員

作成： 事務局 小松 舞